

●よくある問い合わせ

Q1 PDF 様式で手書きし、記載を間違えてしまいました。どうすればいいですか？
A 証明担当者の私印や社印を訂正印として、ご訂正ください。
Q2 就労実績の時間数に、1時間に満たないものについては記載必要ですか？
A 1時間に満たないものについては、切り捨ててください。
Q3 取得済みの産休育休の期間及び復職日の記載は必要ですか？
A (令和6年4月入園の方) ご記載が必要です。なお、復職証明書の提出は不要です。 (上記以外の方) ご記載は不要です。
Q4 4月に復職した方の就労実績については、どのように記載すればいいですか？
A 産休育休に入られる前の3カ月分の就労実績をご記載ください。
Q5 これから、新たに、産休育休に入る予定です。産休育休期間、復職日の記載方法を教えてください。
A (令和6年4月入園の方) 直近の取得済の産休育休期間、復職日を記載し、備考欄に取得予定の期間をご記載ください。 (上記以外の方) 取得予定の産休育休期間のみをご記載ください。 ※入園した時期に関わらず、産休育休の取得予定期間を記載いただいた方は、ご記載いただいた分の育児休業取得証明書提出は不要です。
Q6 就労時間等の管理を、前月15日～30日と当月1日～14日で区切っていますが、No7はどのように記載すればいいですか？
A お手数ですが、1日～31日で区切ってご記載ください。
Q7 No7の就労実績が、就労してから3カ月に満たない方の記載方法を教えてください。
A 3カ月分だけでなく良いので、就労を開始してからの就労実績を全てご記載ください。
Q8 産休育休以外の休業(病気・介護休業等)を取っている方の就労実績の書き方を教えてください。
A No10へ記載のうえで、休業に入った月を除いた直近3カ月分の実績を記載ください。
Q9 月によって、就労日数・時間がバラバラですが、No6はどのように書けば良いですか？
A (変則就労の場合)の欄にご記載ください。
Q10 No6の合計時間には、休憩時間を含みますか？また、休憩時間を抽出して、合計する必要がありますか？
A 休憩時間を含めてご記載ください。変則就労の場合で、月間の合計時間を記載する際も、休憩時間を含んで作成願います。 また、休憩時間だけで合計する必要はありません。合計時間に休憩時間が含まれていれば、 (うち休憩時間 分)は空欄で結構です。
Q11 No7の就労実績の時間数に、有給休暇分は含みますか？
A 時間数にも有給休暇分を含んでください。拘束時間・給与が発生する時間はすべて含んで記載してください。